CERD審査から１年
今　政府に求められる勧告の実施

小森 恵（IMADR-JC）

2010 年 2 月に人種差別撤廃委員会（以下、CERD）による日本政府の報告書の審査があり、翌 3 月 9 日に CERD は日本に対する総括所見をまとめた。所見には約 30 に及ぶ懸念事項と勧告が含まれていた。IMADR － JC が事務局を務める人種差別撤廃 NGO ネットワーク（以下、ERD ネット）は、全過程を通して NGO の立場より審査に関わってきた。今、政府は CERD に対する 1 年後のフォローアップ情報の提出を目前にしている。この間、政府に勧告の実施を求めてきた ERD ネットの動きについてここに報告をする。

◆外務省との交渉　2010年8月18日

勧告内容の実施を求めた 15 の項目からなる質問リストを ERD ネットで作成した。それをもとに 8 月 18 日、外務省人権人道課と 1 時間の協議をもった。参加 NGO は 9 団体（13 人）で、質問リストの内容の確認と今後の政府横断的な交渉の場をもつことを確認して終了した。

◆NGO質問リストの改訂と提出

8 月に提出した質問リストをさらに深め広げるために、ERD ネットの間で協議をして加筆修正を行なった。その結果、22 項目からなる質問リストになった。そこには、質問、その背景、質問先（該当省庁）、質問者などの情報が含まれている。これら質問は、総括所見の国としての扱い、差別禁止法の制定、4 条 a,b の留保の撤回、国内人権機関の設置、14 条の受諾宣言（個人通報制度）、部落と「世系」、アイヌ政策、琉球・沖縄、高校無償化問題を含むマイノリティの子どもたちの教育、在日コリアンおよび移住者の名前とアイデンティティ、公務員による差別発言、難民認定、改正入管法と DV 被害移住女性などで、その大半は 2001 年の前回審査より指摘されてきた問題であり、ほとんど目立った改善がみられていない。11 月 1 日に外務省を通して質問先の省庁に送付をした。

◆質問リストに基づく政府交渉

上記の質問リスト提出から 2 カ月経った 2011 年 1 月 19 日、政府との交渉をもった。リストをもとに、外務省（60 分）、法務省（60 分）、文部科学省（30 分）、厚生労働省（30 分）、内閣官房室（15 分）、内閣府（15 分）、計 3 時間 30 分に及ぶ政府交渉となった。各省からの出席者は、1、2 人から 8 人までさまざまであった。交渉で政府は書面による回答を出さないため、私たちは記録係りを決めて、綿密に書き留めた。ERD ネットからの参加者は 17 人で、事前に協議を行ない役割も決めて臨んだ。日本政府は定期報告書の作成から総括所見と勧告の内容に至るまで、立法府である国会に十分な報告や情報提供をしてこなかった。これが日本における国連人権諸条約実施のマイナス要因の一つとなっている。国連と政府のこうしたやりとりが十分知らされていない国会議員にいかに関わってもらうかが重要である。ERD ネットと政府の交渉の場に一人でも多くの議員が参加してもらえるよう働きかけた。私たちの働きかけが十分ではなかったため、交渉に多数の議員の出席をえることはできなかった。それでも 5 人の議員が出席をし、やりとりにも関わってくださった。積み残しとなった質問が多数あったし、質問と回答がかみあわない場面も多々あったが、次回の交渉の場を約束して交渉は終了した。

◆１年目のフォローアップと今後

日本政府は国内人権機関の設置、アイヌ政策、琉球・沖縄の問題に関する 3 つの勧告の実施の進捗状況を 1 年目である 2011 年 3 月初旬に CERD に提出しなくてはならない。1 月 19 日の交渉で確認したように、政府はフォローアップ情報作成の過程において ERD ネットと意見交換の場をもつことになっている。事務局である IMADR は、外務省を通して現在その日程を調整している。この間の交渉の内容や結果をみても分かるように、勧告の実施の実現まで道のりは遠い。現時点での進捗状況についてまだここで報告できる状態ではないため、あらためての紙面での報告とさせていただく。こうしたプロセスを経て何よりも強く感じるのは「政治的意志」の重要性である。差別をなくすためには法律の整備とそれを効果的に実施するための制度や機関の設置が不可欠である。そのどれもが存在しない日本には、今こそ明確で強い政治的意志が求められている。（こもりめぐみ）